

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、伊万里市長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和元年 8 月 16 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量（空中写真撮影）
- 2 作業期間 令和元年 5 月 15 日から令和 2 年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域 多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、西松浦郡有田町、  
杵島郡大町町、江北町及び白石町並びに藤津郡太良町